

可決された案件 (要旨)

◎全員賛成 ▼賛成多数

◎福生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法改正により、平成28年4月から条例の基準となる厚生労働省令が一部改正されたことから、介護予防認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置等に関する規定等を整備し、文言等を整理するもの。条例改正手続は1年間の猶予期間が定められており、ここで上程するもの。

◎福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、課税標準となるべき価格の割合に関する規定を加え、整備するもの。

◎福生市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

主観による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、特例適用利率に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定等を整備するもの。

◎福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県南口周辺自転車駐車環境の変化に伴う利用者減少等により、群馬県南口臨時自転車駐車場を廃止するもの。

◎福生市自転車等駐車場の一部を改正する条例

右記の廃止に伴い、自転車駐車場の利用に関する規定を整備するもの。

◎福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

歳入の増額は、交付金で国が提供施設等所在市町村助成交付金等、国庫負担金で介護給付費負担金及び医療扶助費等負担金など、国庫補助金で臨時福祉給付金（経済対策）給付事業費補助金及び同事務負担費、都府県金で介護給付費負担金など、都補助金で家庭教育支援基金形成事業費補助金及び市町村消防団防火衣等整備費補助金。

◎福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

歳出は、社会福祉費で臨時福祉給付金（経済対策分）、平成27年度の精算による自立支援医療費国庫負担金と都負担金返還金、各種サービスの利用件数の増加等による介護給付費、訓練等給付費及び障害児通所支援費の増額。

◎福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生活保護費は、医療扶助等の増などによる増額。清掃費は、西多摩衛生組合の平成28年度負担金額の確定による減額。消防費は、平成28年度消防事務都委託費負担金額の確定による減額と消防団への防塵メガネ配備に係る経費の増額との相殺による減額。

◎福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

保健体育費は、中央体育館2階機械室等におけるアスベスト除去工事費。また、繰越明許費の設定並びに債務負担行為を定め、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都町村公平委員会共同設置規約の変更について

平成29年4月1日に西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合が加入するため、規約を変更するもの。

◎平成28年度福生市一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算総額にそれぞれ3億6932万5千円を追加し、264億9715万6千円とするもの。

◎福生市児童館等施設の指定管理者の指定について

現在、指定管理者が管理する児童館3館及び児童館に併設の学童クラブ並びに田園児童館に併設する地域会館について、指定期間終了後も引き続き指定管理者を指定するため、議会の議決を求め、新たな指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

◎平成28年度福生市一般会計補正予算（第4号）

都の給与改定に準じた条例の一部改正に伴い不足する職員人件費について、1728万6千円を予備費から充当するもの。

◎福生市選挙管理委員会委員の選挙

議会の選挙で平田ヒロ子氏、岩崎澄雄氏、佐藤和男氏、小野澤正子氏の4名を選出。（指名推選）

◎福生市選挙管理委員会委員補充員の選挙

議会の選挙で原紀子氏、春日廣信氏、西敏彦氏、早田大作氏の4名を選出。（指名推選）

◎福生市一般職の職員の給与に関する条例の一部

都の給与改定に準じた条例の一部改正に伴い不足する職員人件費について、1728万6千円を予備費から充当するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

都の給与改定に準じた期末手当支給割合の改定と、平成28年12月期の期末手当支給割合の特例を定めるもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。



▲指定管理者が運営する児童館の様子（武蔵野台児童館）

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

◎福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

また、繰越明許費の設置するもの。

討論

●平成28年度福生市一般会計補正予算（第3号）

反対

臨時福祉給付金は、消費税率引き上げによる緩和が1日も早く制定されることを期待し、併せて、地域の特性に応じた受動喫煙防止条例の早期制定も時宜を得た必要なものと考え、賛成する。

●原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める陳情書

賛成

国が「復興の加速化」を理由に支援等の打ち切りを決め、新たな支援策を講じたが、内容は民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭め、補助率も低く、2年間と期間を限定するものである。

●住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて「受動喫煙防止条例」の早期制定を求める陳情書

賛成

今年9月に厚生労働省

より「喫煙と健康、喫煙の健康影響に関する検討報告会」の報告書が提出された。喫煙が健康に与える重大疾患等の深刻な被害について書かれている。よって、国による法制化が1日も早く制定されることを期待し、併せて、地域の特性に応じた受動喫煙防止条例の早期制定も時宜を得た必要なものと考え、賛成する。

●福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

反対

今回の期末手当引き上げについては、一般職の職員の場合は、ストライキ権など労働基本権が制約されている代償措置として人事院勧告等を尊重すべきであるが、市長等の期末手当については、人事院勧告等に準じて引き上げる理由はない。いまだ、多くの市民が苦しい生活状況にあることを思うと、市民の代表である市長や市議等の期末手当は引き上げるべきではないと考え、反対する。

陳情

今定例会の各委員会で審査され、結論の付いた陳情は次のとおりです。

●不採択

●住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて「受動喫煙防止条例」の早期制定を求める陳情書（28-4号）

（不採択理由）

国では罰則付きの受動喫煙防止策を義務付ける法案が検討されており、市独自の条例制定は考えにくく、法に則した取り組みをすべきであり、意に沿わない。

●原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める陳情書（28-6号）

（不採択理由）

現時点で福生市で住宅支援を受けている避難者はおらず、また、民間賃貸住宅への支援や住宅確保にに向けた取組等新たな支援策が講じられており、意に沿わない。

●福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

反対

今回の期末手当引き上げについては、一般職の職員の場合は、ストライキ権など労働基本権が制約されている代償措置として人事院勧告等を尊重すべきであるが、市長等の期末手当については、人事院勧告等に準じて引き上げる理由はない。いまだ、多くの市民が苦しい生活状況にあることを思うと、市民の代表である市長や市議等の期末手当は引き上げるべきではないと考え、反対する。

●福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

反対

今回の期末手当引き上げについては、一般職の職員の場合は、ストライキ権など労働基本権が制約されている代償措置として人事院勧告等を尊重すべきであるが、市長等の期末手当については、人事院勧告等に準じて引き上げる理由はない。いまだ、多くの市民が苦しい生活状況にあることを思うと、市民の代表である市長や市議等の期末手当は引き上げるべきではないと考え、反対する。

●福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

反対

今回の期末手当引き上げについては、一般職の職員の場合は、ストライキ権など労働基本権が制約されている代償措置として人事院勧告等を尊重すべきであるが、市長等の期末手当については、人事院勧告等に準じて引き上げる理由はない。いまだ、多くの市民が苦しい生活状況にあることを思うと、市民の代表である市長や市議等の期末手当は引き上げるべきではないと考え、反対する。

●福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

反対

今回の期末手当引き上げについては、一般職の職員の場合は、ストライキ権など労働基本権が制約されている代償措置として人事院勧告等を尊重すべきであるが、市長等の期末手当については、人事院勧告等に準じて引き上げる理由はない。いまだ、多くの市民が苦しい生活状況にあることを思うと、市民の代表である市長や市議等の期末手当は引き上げるべきではないと考え、反対する。

●福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

反対

今回の期末手当引き上げについては、一般職の職員の場合は、ストライキ権など労働基本権が制約されている代償措置として人事院勧告等を尊重すべきであるが、市長等の期末手当については、人事院勧告等に準じて引き上げる理由はない。いまだ、多くの市民が苦しい生活状況にあることを思うと、市民の代表である市長や市議等の期末手当は引き上げるべきではないと考え、反対する。

●福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

反対

今回の期末手当引き上げについては、一般職の職員の場合は、ストライキ権など労働基本権が制約されている代償措置として人事院勧告等を尊重すべきであるが、市長等の期末手当については、人事院勧告等に準じて引き上げる理由はない。いまだ、多くの市民が苦しい生活状況にあることを思うと、市民の代表である市長や市議等の期末手当は引き上げるべきではないと考え、反対する。

●福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

反対

今回の期末手当引き上げについては、一般職の職員の場合は、ストライキ権など労働基本権が制約されている代償措置として人事院勧告等を尊重すべきであるが、市長等の期末手当については、人事院勧告等に準じて引き上げる理由はない。いまだ、多くの市民が苦しい生活状況にあることを思うと、市民の代表である市長や市議等の期末手当は引き上げるべきではないと考え、反対する。

●福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

反対